

【日本】知的財産高等裁判所の統計データより-令和 7 年の傾向

知的財産高等裁判所（知財高裁）は、ウェブサイトにて、知的財産権関係民事事件や審決取消訴訟の受件数、平均審理期間、および特許権の侵害に関する訴訟における統計等のデータを公表しています。その要点を以下にまとめました。

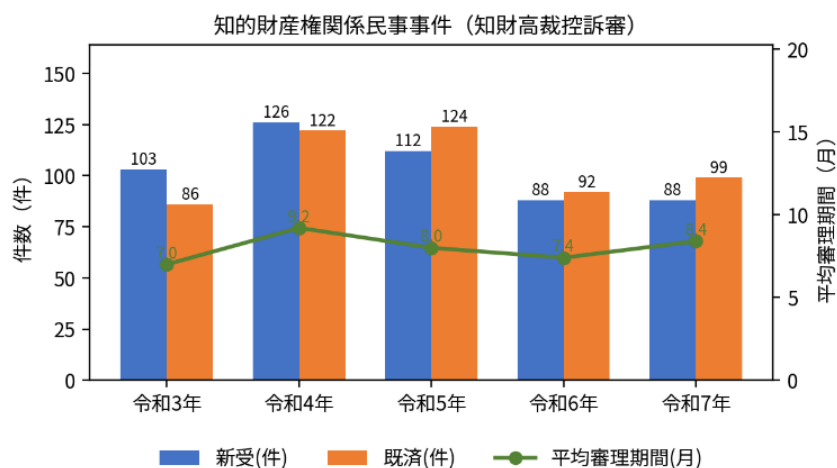
なお、以下の表における「新受」は新たにその年に提起された件数、「既済」はその年に終了した件数を指します。

1. 令和 3～7 年の知的財産権関係民事事件の新受・既済件数及び平均審理期間

(1) 知財高裁での統計は次の通りです。

https://www.courts.go.jp/ip/vc-files/ip/R8_j-kousoshin.pdf

年次	新受 (件)	既済 (件)	平均審理期間 (月)
令和 3 年	103	86	7.0
令和 4 年	126	122	9.2
令和 5 年	112	124	8.0
令和 6 年	88	92	7.4
令和 7 年	88	99	8.4

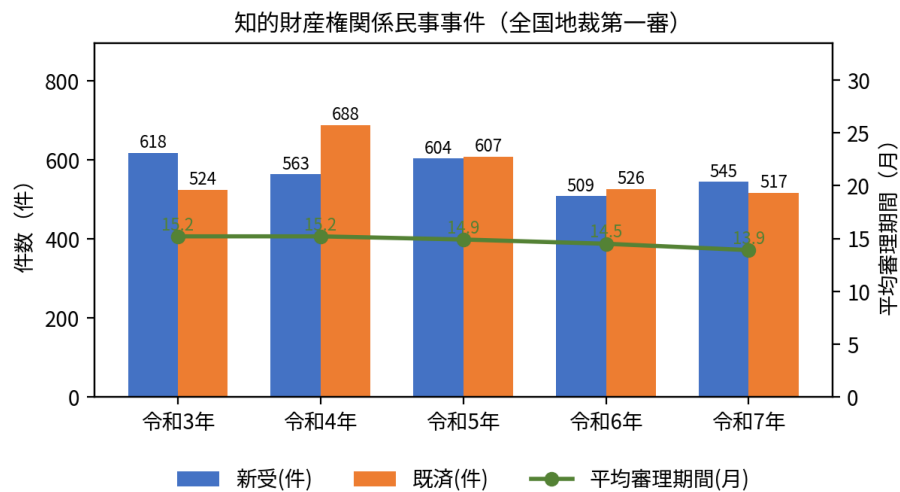


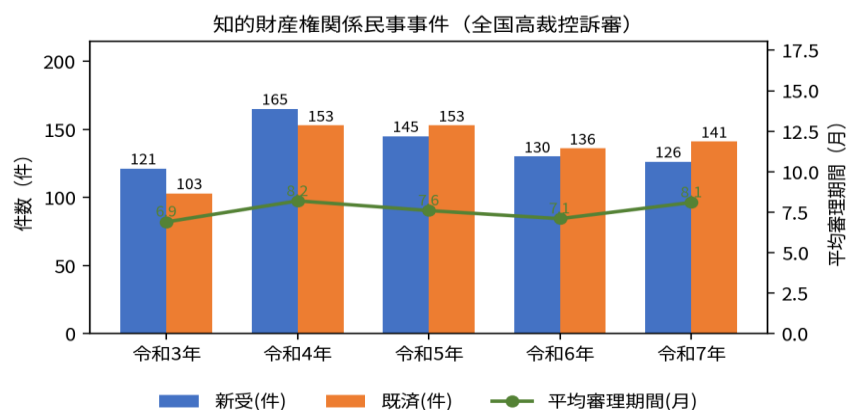
(2) 全国地裁第一審と全国高裁控訴審の統計は次の通りです。

https://www.courts.go.jp/ip/vc-files/ip/R8_j-zenkokuchisai.pdf

<https://www.courts.go.jp/ip/vc-files/ip/R8-j-zenkokukousai.pdf>

	年次	新受 (件)	既済 (件)	平均審理期間 (月)
全国地裁 第一審	令和 3 年	618	524	15.2
	令和 4 年	563	688	15.2
	令和 5 年	604	607	14.9
	令和 6 年	509	526	14.5
	令和 7 年	545	517	13.9
全国高裁 控訴審	令和 3 年	121	103	6.9
	令和 4 年	165	153	8.2
	令和 5 年	145	153	7.6
	令和 6 年	130	136	7.1
	令和 7 年	126	141	8.1



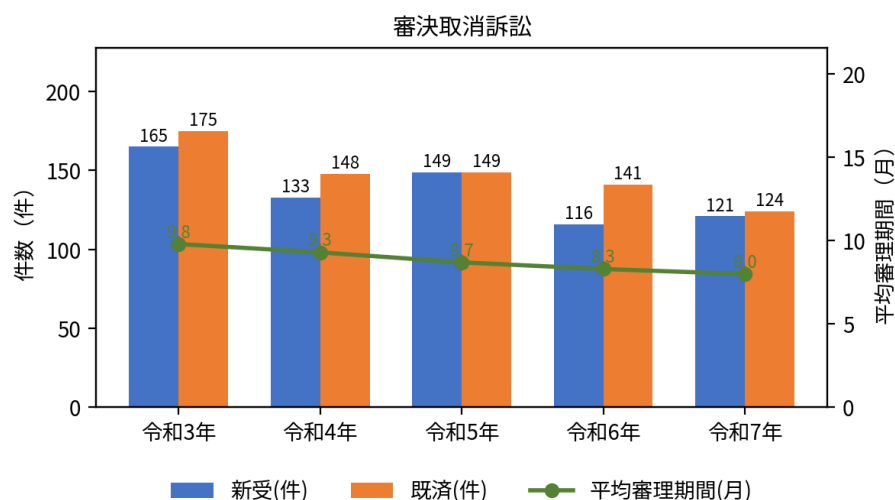


令和7年は、知財高裁と全国地裁第一審とで、新受・既済件数の増減の方向性が分かれました。全国地裁第一審では新受件数が増加し既済件数は減少した一方、知財高裁では新受件数が前年と同水準で推移し既済件数は増加しました。また、全国高裁控訴審では新受件数が減少し、既済件数は増加しました。

2. 審決取消訴訟の新受・既済件数及び平均審理期間の統計は次の通りです。

https://www.courts.go.jp/ip/vc-files/ip/R8_j-shinketsutorikeshi.pdf

年次	新受 (件)	既済 (件)	平均審理期間 (月)
令和3年	165	175	9.8
令和4年	133	148	9.3
令和5年	149	149	8.7
令和6年	116	141	8.3
令和7年	121	124	8.0



審決取消訴訟では、新受件数が増加し、既済件数は減少するとともに、平均審理期間は前年より短縮しました。

3. 特許権の侵害に関する訴訟における統計（東京地裁・大阪地裁）

https://www.courts.go.jp/ip/vc-files/ip/2025_sintoukei_H28-R7.pdf

以下の統計は、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の知的財産権専門部が作成した特許権の侵害に関する訴訟の統計情報を、最高裁判所事務総局行政局が取りまとめたものであり、暫定値です。各数値は、平成 28 年から令和 7 年の数値を合算したものです。1 及び 2 の統計とは異なり、単年ごとの増減傾向を示すものではなく、平成 28 年から令和 7 年までの 10 年間の累計値である点にご留意ください。

（1）判決により終局した件数：523 件

内訳	件数
棄却	334 件
却下	11 件
債務不存在確認認容	14 件
認容	161 件
債務不存在確認棄却	3 件

※認容には一部認容を含む。

※債務不存在確認棄却には一部棄却を含む。

※債務不存在確認棄却は、平成 29 年からの数値である。平成 28 年の債務不存在確認棄却は、棄却に含まれる。

（2）和解により終局した件数：192 件

内訳	件数
差止給付条項・金銭給付条項あり	64
差止給付条項のみあり	15
金銭給付条項のみあり	74
差止給付条項・金銭給付条項なし	39

上記（1）及び（2）の表より、平成 28～令和 7 年に、判決又は和解により終局したケースは合計 715 件あり、そのうち 523 件（約 73.1%）が判決で終局し、192 件（約 26.9%）が和解により終局しています。判決に至ったケースのうち、認容判決は 161 件（約 31%）であり、和解のうち、153 件（約 80%）において、差止及び/又は金銭給付が認められました。つまり、侵害訴訟全体の約 44%において、特許権者の訴えが、何らかの形で認められました。

(3) 判決で認容された金額

金額	件数
1 円以上 100 万円未満	20
100 万円以上 1000 万円未満	21
1000 万円以上 5000 万円未満	34
5000 万円以上 1 億円未満	11
1 億円以上	38

*附帯請求及び訴訟費用に関する金額は含まない。

近年、判決で 1 億円以上の損害額が認容される件数は増加傾向にあり、平成 28 年から令和 7 年までの累計では 38 件でした。

(4) 和解において支払うことが約された金額

金額	件数
1 円以上 100 万円未満	18
100 万円以上 1000 万円未満	39
1000 万円以上 5000 万円未満	33
5000 万円以上 1 億円未満	10
1 億円以上	30

*訴訟費用及び和解費用に関する金額は含まない。

*支払うことが約された金額が確定金額でない場合は含まない。

和解において支払うことが約された金額についても、1 億円以上の支払額が約された件数は、平成 28 年から令和 7 年までの累計で 30 件でした。

(5) 無効の抗弁の有無・無効の抗弁に対する判断

種別	特許権の数	割合
無効の抗弁なし	161 件	22%
無効の抗弁あり・判断なし	264 件	36%
無効の抗弁あり・特許有効判断	153 件	21%
無効の抗弁あり・特許無効判断	152 件	21%

*判決により終局した事件について、各事件において主張された特許権の数を計上している。例えば、1 件の特許権侵害訴訟事件で 2 つの特許権が主張された場合は 2 件と数えた上で、各特許権について無効の抗弁の有無と無効の抗弁に対する判断（特許有効判断又は特許無効判断）を計上している。

特許侵害訴訟の約 78%において、無効の抗弁が主張され、約 21%において、特許無効の判断がなされました。